

公立大学法人大分県立看護科学大学定款

目 次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 役員等
 - 第1節 役員（第8条～第12条）
 - 第2節 理事会（第13条～第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条～第20条）
 - 第2節 教育研究審議会（第21条～第24条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第25条・第26条）
- 第5章 資本金等（第27条・第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請にこたえることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 法人の名称は、公立大学法人大分県立看護科学大学とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、大分県立看護科学大学（以下「大学」という。）を大分市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、大分県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人の事務所は、大分市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、大分県公報に登載して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、別に定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年大分県規則第12号。以下「県規則」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他県規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大分県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

2 理事長は、大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会において同条第2項第2号及び第3号に掲げる者の中から選出された者3人

(2) 第21条第1項に規定する教育研究審議会において同条第2項第3号及び第4号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から選出された者3人

5 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、選考会議を主宰する。

7 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、大学教育に関し広くかつ高い識見を有する者で、現に法人の役員又は職員でないもの（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

(任期)

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際学外者であったときの前条第2項の適用については、その再任の際、学外者とみなす。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会において意見を述べることができる。

第16条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により知事に述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により作成する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 教員及び事務職員の人事及び評価に関する事項

(7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 理事長が任命する学外者4人以上

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、委員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会の議長は、理事長をもって充てる。

2 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 経営審議会の議事は、出席した委員（理事長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 教員及び事務職員の人事及び評価に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、前項第5号及び第7号に掲げる事項並びに同項第6号に掲げる事項のうち教員の人事及び評価に関する事項について審議するときは、あらかじめ、次条第1項に規定する教育研究審議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 法人の事務局長
- (3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (4) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する法人の職員

(5) 教育研究審議会の意見を聴いて学長が指名する学外者

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、委員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会の議長は、学長をもって充てる。

2 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 教育研究審議会の議事は、出席した委員（学長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事及び評価に関する事項（第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 第20条第2項に規定する経営審議会への意見
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 地域社会及び国際社会において、大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (4) 学生以外の者に対し、看護に関する学習の機会を提供すること。
- (5) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産をもって大分県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として大分県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを大分県に帰属させる。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 法人成立後最初の理事長は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づかず、知事が任命するものとする。

3 法人成立後最初の理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

4 大学設置後最初の教育研究審議会は、第21条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる委員で構成するものとする。

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。